

# 官公需法に基づく「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」について

平成24年6月  
中小企業庁

## 1. 施策の概要

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年施行。以下「官公需法」という。）は、国等（各府省及び独法、国立大学等）が物件・工事・役務の調達を行う際に、中小企業者の受注機会の増大に努力するよう規定。

官公需法に基づき、毎年度、官公需における中小企業者向けの契約目標や、中小企業者の受注機会の増大のための措置事項等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定。

※官公需法第4条

- 第1項 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。
- 第2項 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については財政法第20条第2項に規定する各省各庁の長、公庫等については当該公庫等を所管する大臣等をいう。）と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

## 2. 平成24年度の中小企業向けの契約目標

平成23年度の中小企業向け契約実績は、東日本大震災の復旧・復興事業において中小企業の積極的な活用を図ったこともあり、約3兆6,256億円（前年度比約3,991億円増）、前年度に比べ約12.4%と大幅に増加。中小企業向け契約比率も前年度に比べ約0.3%増の約52.7%となった。

平成24年度の中小企業向け契約目標額は、より一層中小企業への配慮を推し進める観点から、約3兆8,312億円（前年度比約397億円増）とし、中小企業向け契約目標率については、過去最高であった昨年度及び一昨年度より、さらに約0.1%増の約56.3%とする。

	平成22年度実績 (A)	平成23年度目標 (B)	平成23年度実績 (C)	平成24年度目標 (D)	実績の差 (C)-(A)	目標の差 (D)-(B)
官公需総額	6兆1,600億円	6兆7,467億円	6兆8,791億円	6兆8,052億円	+7,191億円	+585億円
中小企業向け契約金額	3兆2,265億円	3兆7,915億円	3兆6,256億円	3兆8,312億円	+3,991億円	+397億円
中小企業向け比率	52.4%	56.2%	52.7%	<b>56.3%</b>	+0.3%	+0.1%

(注) 23年度目標には、第一次補正予算の数値が含まれ、22年度実績及び23年度目標には、震災の影響により集計ができなかった被災地域の一部機関の数値が含まれていない。

### 3. 中小企業の受注機会の増大のため新たに講じる主な措置

#### (1) 小規模企業の特性を踏まえた配慮措置

- 小規模企業の特性を踏まえ、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を総合評価落札方式の評価項目に加えることが特に必要である場合は、これを十分考慮するよう努める。

#### (2) 元請事業者が外注する際の地域中小企業者への配慮措置

- 元請から先の下請、二次下請等の間での民民ベースの受発注についても、以下の各点が確保されるよう、広く周知する。
  - ・地域の中小企業者の活用及び適切な人件費等を確保すること
  - ・取引条件を契約時に書面で明確化すること

#### (3) 東日本大震災の被災地域等における中小企業者に対する配慮措置

##### がれき処理等の役務における地域の中小企業者への評価・活用

- がれき処理や道路清掃などの役務において、入札参加資格での地域要件の設定や総合評価落札方式の評価項目に地域精通度等を加点要素として加えることにより、地域の中小企業者の活用を図る。

##### 役務及び工事等における実勢価格を踏まえた適切な予定価格の作成

- 被災地域における入札不調を防止するため、人件費、原材料費が高騰する場合においても、その実勢価格を踏まえ適切な予定価格の作成を行うこととする。

#### (4) ダンピング防止対策

##### ダンピング防止についての周知

- 入札参加側の企業等に向けて、ダンピング防止の重要性を周知する。

##### 人件費が明記された入札価格内訳書の徴収の徹底

- 人件費比率の高い役務業務で低価格入札が行われた場合、ダンピング入札となっていないか、人件費を中心に入念にチェックする。

#### (5) その他

##### 知的財産権の取り扱いの書面による明確化

- 著作権等の知的財産権を含む契約において、受注企業に帰属する知的財産権を保護するため、受発注者間でその取り扱いを書面にて明確にする。

国等の官公需契約目標・実績の推移

(参考)

(単位；億円、%)

年 度	目 標			実 績		
	官公需総予算額	中小向目標額	比率	官公需総額	中小向実績額	比率
41	18,850	5,050	26.8	18,850	4,891	25.9
42	21,925	6,260	28.5	21,925	5,939	27.1
43	23,038	7,040	30.5	24,300	6,681	27.4
44	27,100	8,630	31.8	25,680	7,436	28.8
45	30,043	9,400	31.3	27,775	7,648	27.5
46	34,580	10,400	30.1	36,726	9,181	25.0
47	41,016	11,000	26.8	41,138	9,980	24.3
48	49,806	13,400	26.9	44,200	12,260	27.7
49	51,352	14,740	28.7	53,510	16,200	30.3
50	62,652	20,620	32.9	62,027	20,202	32.6
51	68,682	23,350	34.0	63,620	21,606	34.0
52	75,694	26,610	35.2	76,520	26,029	34.0
53	82,552	29,341	35.5	83,982	29,391	35.0
54	87,734	31,728	36.2	89,218	31,458	35.3
55	94,734	34,571	36.5	94,931	34,476	36.3
56	105,820	38,980	36.8	101,690	37,716	37.1
57	105,370	39,180	37.2	101,628	37,587	37.0
58	101,060	37,670	37.3	102,772	37,386	36.4
59	99,050	37,000	37.4	99,310	36,578	36.8
60	80,690	31,840	39.5	83,189	32,736	39.4
61	82,230	32,740	39.8	86,943	33,914	39.0
62	81,300	32,330	39.8	86,754	34,351	39.6
63	88,430	35,280	39.9	87,869	34,851	39.7
元	95,210	37,980	39.9	95,352	36,832	38.6
2	100,960	40,150	39.8	100,010	37,442	37.4
3	104,130	41,400	39.8	104,292	38,943	37.3
4	111,240	44,340	39.9	118,756	44,712	37.7
5	116,950	46,660	39.9	129,991	50,346	38.7
6	122,190	48,700	39.9	114,971	44,302	38.5
7	127,980	51,060	39.9	138,610	52,578	37.9
8	128,960	51,500	39.9	125,245	49,594	39.6
9	129,320	51,590	39.9	121,632	49,726	40.9
10	118,670	49,060	41.3	134,574	55,897	41.5
11	120,660	50,150	41.6	134,712	57,318	42.5
12	120,650	53,170	44.1	128,611	57,204	44.5
13	117,140	52,820	45.1	122,245	55,145	45.1
14	111,580	50,380	45.2	116,376	53,650	46.1
15	106,940	48,450	45.3	104,625	48,658	46.5
16	98,484	45,023	45.7	99,850	46,524	46.6
17	93,032	43,441	46.7	88,078	41,286	46.9
18	82,121	39,346	47.9	86,559	41,152	47.5
19	84,560	42,406	50.1	87,601	41,906	47.8
20	82,651	42,132	51.0	90,334	41,652	46.1
21	99,239	51,993	52.4	78,921	41,932	53.1
22	68,796	38,656	56.2	61,600	32,265	52.4
23	67,467	37,915	56.2	68,791	36,256	52.7
24	68,052	38,312	56.3			



# 平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針

平成24年6月22日  
閣 議 決 定

## 平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針

平成24年6月22日  
閣 議 決 定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条第2項に基づき、平成24年度における中小企業者に関する国等の契約の方針（以下「国等の契約の方針」という。）を次のとおり定める。

現下の厳しい経済情勢の中で、経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要である。特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）が東日本太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしており、被災した中小企業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることに加え、全国の中小企業者の事業環境にも影響が及んでいることに留意する必要がある。

こうした認識の下、国等（官公需法第2条第2項に定める「国等」をいう。以下同じ。）は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるとともに、東日本大震災に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の方針を参考として、可能な限り、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。

## 第1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、平成24年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

### 1 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講じることとする。

#### (1) 官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

#### (2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

#### (3) 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

#### (4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び労務費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

#### (5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等を行うことがないよう、

科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

(6) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあっては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとし、また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、これらの取組を奨励するよう努めるものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の中小企業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表

- ① 国等は、中小企業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第2項に定める「公庫等」をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するものとする。
- ② 国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

(2) 個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、中小企業者に提供するよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

(3) 官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ① 中小企業者が発注に関連する情報を入手しやすくするため、中小企業庁がインターネット上に「官公需情報ポータルサイト」を運営し、国等及び地方公共団体がホームページで提供

している発注情報を中小企業者が一括して入手できるようにする。

- ② また、中小企業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報を始めとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業者に提供するものとする。
- ③ さらに、中小企業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

#### (4) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援する。

### 3 中小企業者が受注し易い発注とする工夫

#### (1) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ② 国等は、分離・分割発注に際し、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。
- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト削減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(2) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとする。
- ② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合においては複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

(3) 調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮

- ① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合は、経済合理性に留意しつつ、中小企業庁が取りまとめ分析した事例も参考に、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

- ② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

(4) 知的財産権の取り扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合は、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

(5) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るも

のとする。

- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

#### (6) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって指名競争制度を利用する場合並びに少額の契約案件にあっては、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

#### (7) 官公需適格組合等の活用

- ① 国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

#### (8) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の

導入に努めるものとする。

#### 4 中小企業者の特性を踏まえた配慮

##### (1) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

国等は、技術力のある中小企業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用にも努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

##### (2) 地域の中小企業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

##### (3) 中小企業者の適切な評価

① 国等は、工事等の発注に当たっては、適切な評価手法による総合評価方式の導入・拡充に努めるものとする。

② 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。

③ 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合にあっては、これを十分考慮するものとし、一般競争契約においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業者の適切な評価等と積極的な活用にも努めるものとする。

する。

④ 上記②③において評価を行う際、小規模企業の特性を踏まえ、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが特に必要である場合は、これを十分考慮するよう努めるものとする。

⑤ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、災害時における継続的な供給体制を協定等を通じて構築しようとする場合は、必要に応じ、官公需適格組合を含む

地域の中小企業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

(4) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(5) 外注における地域の中小企業者の活用及び人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。以下同じ。）が必要な元請事業者に対し、契約内容の履行の確保を行う観点から必要がある場合には、外注に際して当該元請事業者が地域の中小企業者の活用を考慮し、その人件費を確保するとともに、外注先との間で予め書面により作業内容、人件費単価、期間等を明確化するよう努めることについて、ホームページへの掲載等により周知を行うよう努めるものとする。

(6) 新規開業中小企業者の参入への配慮

- ① 国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。
- ② 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。

## 5 ダンピング防止対策等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていること等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達を推進を図るため、適切な対策を講じる。

### (1) ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載等により周知を行うよう努めるものとする。

### (2) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び労務費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。
- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

### (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。  
また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。
- ③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。
- ④ 国等は、地方公共団体における工事等の発注に際し、低入

札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

## 第2 中小企業者向け契約目標

国等は、上記第1に掲げる措置を講ずること等により、平成24年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業者向け契約の金額が、約3兆8,312億円、比率が、56.3%となるよう努めるものとする。

## 第3 官公需対策における政府一体の取組み

### (1) 方針の普及及び徹底等

国等は、本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会への参加等により得た中小企業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

### (2) 措置状況の通知及び情報の公表

国等は、上記第1の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

### (3) 地方公共団体の施策

中小企業庁は、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表することにより、地方公共団体の官公需施策の推進に資することとする。